

12・4大阪地裁判決を踏まえた原子力規制委員会への要請書

判決に従って大飯3・4号機の設置許可を取り消し、控訴は断念すること
「ばらつき」を考慮して、すべての原発等の耐震性を評価し直すこと

原子力規制委員会委員長 更田豊志 様

12月4日に大阪地裁の行政訴訟で、大飯原発の基準地震動に関する「原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落がある」ため、設置許可を取り消すとの判決が出された。国の主張と原子力規制委員会の審査そのものが、裁判所によって退けられた。このことを重く受け止め、人々の安全を守るため、控訴を断念し、大飯3・4号機の設置許可を直ちに取り消すよう要請する。

「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」は更田委員長がいう「サービス」などではなく、「1.1 目的」が規定するとおり「基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的」としたものである。判決は、審査ガイド1.3.2.3(2)の第2文（ばらつき条項）を踏まえたものである。そこの第1文は以前から存在していたものの、第2文は福島事故後の新規制基準になって初めて取り入れられたものであることを重視すべきであり、次の点に留意すべきである。

- ① 審査ガイドは福島事故後に、13回にわたる地震等検討小委員会での審議を経て、パブコメにかけられ確定されている。
- ② 審査過程で、川瀬委員や入倉主査の意見が取り入れられて、経験式が有する「ばらつき」を考慮することが新たに策定された。
- ③ 規制委員会自身が、2018年12月19日付「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について【改訂版】」294頁において、第2文は「当該経験式の前提とされた観測データとの間の乖離の度合いまでを踏まえる必要があることを意味しているものである」との見解を表明している。

ところが原子力規制委員会はこれまでの審査において、このような自らの設定・判断に反して、地震規模（地震モーメント及びマグニチュード）の「ばらつき」を考慮することを回避してきた。この姿勢に対して判決は警鐘を鳴らし、地震動の「不確かさ」の考慮だけでなく、地震規模の「ばらつき」の考慮が必要であると法的に判断したのである。

この判決に対し原子力規制委員会は、12月9日の委員会とその後の記者会見において次のような考えを表明している。まず地震担当の石渡委員は、「経験式を使う以

上、ばらつきを見るのは当然」だと認めながら、その「ばらつき」がガイドの審査フローに書かれていないことを理由にして、全体的な「不確かさを見る」ことでやってきたと述べている。本文の内容がフローに書かれていないことが問題なのに、逆を問題にしている。また、更田委員長はそれに続く発言や記者会見の中で、経験式の「ばらつき」を考慮する代わりに、「入力するデータの不確かさを考慮して、十分保守的な結果を与えるような入力データを入れます」ということで保守性を確保する趣旨を述べている（会見録5頁）。これらはまさに「ばらつき」を考慮していないこと、すなわち判断の過程に過誤・欠落があることを自認した発言である。また、現行最大加速度856ガルをもたらすケースでは、経験式に入力する断層面積は基本ケースと同じで特段の保守性が考慮されていないことに留意すべきである。

このような過誤・欠落を隠しごまかすために、審査ガイドの方に何らかの手を入れるとすれば、そのような筋違いのやり方を司法が認めるはずはなく、社会的にも決して容認されないであろう。

今回の判決の結論は、大飯原発にとどまらず、すべての原発や原子力施設の耐震審査に波及する普遍的意義をもっている。

原子力規制委員会に対し、この判決を重視して直ちに次の措置をとることを要請する。

1. 大飯3・4号機の設置許可を取り消すこと。
2. 地震動審査ガイドが適用または参考にされるすべての原発等（原発及び原子力施設等）について、以下の措置をとること。
 - (1) 地震規模（地震モーメント及びマグニチュード）に関し、地震動審査ガイドが定める「経験式が有するばらつき」を「地震動の不確かさ」に重ねて考慮して再評価すること。
 - (2) その新たな評価に基づく耐震性の措置が終わるまですべての原発等を停止させること。

2020年12月15日

おおい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）

連絡先（美浜の会気付） 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580